

令和6年4月以降の新型コロナワクチン接種に係る救済制度の取扱いについて

新型コロナワクチン接種に係る救済制度の取扱いは、**令和6年4月以降、「接種日」「定期接種か否か」によって対象となる救済制度が異なる**ため、ご注意ください。

救済を求める原因となった接種の**接種日**は、**令和6年4月1日以降**ですか

いいえ
(令和6年3月31日以前の接種)

はい
(令和6年4月1日以降の接種)

救済を求める原因となった接種は、**定期接種として行われたもの**ですか

「新型コロナワクチンの定期接種」とは
令和6年度以降、以下の①または②に該当する方に対して、毎年度秋冬に1回その年のウイルス株に対応するワクチンを用いて市町村が実施するもの

- ① 65歳以上の方
- ② 60～64歳の方であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極端に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

はい
(定期接種)

いいえ
(任意接種)

予防接種健康被害救済制度の
「A類疾病の定期接種・臨時接種」
として**市町村**に請求

予防接種健康被害救済制度の
「B類疾病の定期接種」
として**市町村**に請求

医薬品副作用被害救済制度で
(独)医薬品医療機器総合機構
(PMDA) に請求